

## 摂津市公告第 18 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び摂津市財務規則(昭和54年摂津市規則第14号)第81条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「事後審査型制限付一般競争入札公告事項」による。

平成26年8月14日

摂津市長 森山一正

### 1 入札に付する事項

- (1) 案件番号 第1号
- (2) 工事名 鳥飼本町48号線外2路線道路修繕工事
- (3) 工事場所 摂津市鳥飼本町1丁目、鳥飼西1丁目、鳥飼下1丁目
- (4) 工期 平成26年 9月16日から  
平成26年12月 5日まで
- (5) 工事概要

鳥飼本町48号線	142. 6m
舗装打換え工	880. 2㎡
区画線工	1式
排水構造物工	1式
鳥飼西19号線	148. 7m
舗装打換え工	745. 7㎡
区画線工	1式
新在家鳥飼上線(歩道)	327. 1m
舗装打換え工	871. 5㎡
縁石工	11. 4m
区画線工	1式
- (6) 予定価格

17,377,200 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
16,090,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まず)

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、平成25~28年度摂津市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事  
本市入札参加資格者名簿に第1希望又は第2希望を「土木」で登録していること。

- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値  
1249点以下(BCDEランク)
- (4) 建設業許可 特定建設業又は一般建設業許可
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社(本店)を有すること。
- (6) 配置技術者 監理技術者又は主任技術者を配置できること。

### 3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

#### (1) 設計図書等の購入

購入期日 平成26年8月18日(月)から平成26年9月2日(火)まで

(平成26年8月14日(木)から平成26年8月17日(日)までは購入場所が休業日)

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 市のホームページからダウンロードすること。

購入場所 (有)アメリカ堂 摂津市鳥飼中2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

#### (2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(様式第10号)を用いて財政課にファクシミリにより送信すること。

FAX 06-6319-1924

質問受付日時 平成26年8月18日(月)から平成26年8月26日(火)正午まで

回答日時及び方法 平成26年8月29日(金)

摂津市ホームページ・財政課窓口で閲覧

#### (3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

#### (4) 入札書送付先 〒 566-8799

摂津市東正雀19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

注意:配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。(ポストに投函しないでください。)

郵便局の窓口にお出しください。)

#### (5) 配達指定日 平成26年9月4日(木)

(郵便入札の提出締切日は、平成26年9月2日(火)です。)

- (6) 入札(開札)日時 平成26年9月8日(月) 午前10時
- (7) 入札(開札)場所 摂津市役所 西別館2階 第7会議室(入札室)
- (8) 入札立会人 本公告日から平成26年9月4日(木)午後5時までに立会人申込書を財政課にファクシミリにより送信すること。(受信順に2名を選任)  
FAX 06-6319-1924

- (9) 入札立会人選任通知日 平成26年9月5日(金)午前  
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)
- (10) 入札結果の公表 平成26年9月9日(火)午前 摂津市ホームページに掲載する。

#### 4 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要(契約金額の10%以上)
- (3) 支払条件 前金払 有(契約金額の40%以内で、限度額は7,000万円とする。)

#### 5 入札の中止

入札参加申請者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

#### 6 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

#### 7 問合せ先

摂津市 総務部 財政課 06-6383-1111、072-638-0007 内線(2218)